

岡情審査第6764号

平成23年3月25日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年4月21日付け岡こ福第90号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

岡山市が児童クラブに関する資料で①国の通達（平成19年、平成20年）、②平成19年度全児童クラブ補助金申請書及び報告書、③標準基準、④補助金交付要綱、⑤市の方針書（平成14年）（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成21年3月9日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 前項の請求に対して、実施機関は、同年4月13日付けで、本件公文書について、個人の氏名、連絡先電話番号、生年月日、障害児の症状、報償金の単価及び年間支給額は、条例第5条第1号の個人情報に該当することを理由として非開示とする一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年4月15日付けで、報償金の単価及び年間支給額を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年4月21日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

1 申立人の主張要旨

- (1) 岡山市児童クラブ補助金交付要綱では、児童数に対する指導員数を

決め、報償金の額を決定している。

また、運営委員会方式による児童クラブの標準基準では、「指導員に対する謝礼は、1時間1,060円以内とする」と定めている。

- (2) 事業が適正に行われているかどうかを市民がチェックするためには、報償金の単価及び年間支給額は開示すべき情報である。

なお、「個人の権利利益を侵害するおそれ」について、具体的事例を挙げて説明すべきである。

- (3) 児童クラブには、岡山市の補助金が支出されており、その用途は、会計報告書でチェックするしか方法がない。

その中で、有償ボランティアである指導員は、各クラブには複数配置されており、有償ボランティアの金額が公開されることにより、個人が特定されるからプライバシーに関わるという見解は納得できない。

- (4) 指導員の賃金は、保育の質に関わるものだけに開示する必要性が高いものとする。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 指導員の氏名、報償金の単価及び年間支給額については、特定の個人を識別できる一連の情報となるため、個人情報に該当すると考えられる。

- (2) 指導員は、有償ボランティアという扱いになっている。指導員の報償金の単価は、「運営委員会方式による児童クラブの標準基準」で1時間1,060円以内ということが決められているが、これはあくまでも目安であって、経験年数等により、各クラブの運営委員会が独自

に決定しており、補助金交付のための基準ないし要件としての性格を有するわけではない。指導員の活動時間も様々であるので、年間支給額も様々である。

(3) 定められた指導員数、補助金の額が適正であるかどうかを確認するためには、実績報告書や補助金交付申請書を見れば、指導員の数は分かるし、報償金の総額については、報償金の内訳の欄に記載されており、収支決算書からも確認することが可能である。

(4) このような中で、特定の児童クラブの指導員の単価や年間支給額を見れば、氏名を隠したとしても、これがどの指導員のものであるかは比較的容易に推測することが可能であると考えられ、また、児童クラブによっては、恒常的に活動する指導員が一人のところもあり、その指導員の報償金の単価や年間支給額が100%分かることになる。

(5) 報償金の単価や年間支給額は、個人の経済状況に密接にかかわる情報であるため、通常他人に知られたくない機微にわたる情報であり、公にすることにより、特定の個人は識別できなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人情報に該当すると考えて非開示とした。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号では、「個人に関する情報（・・・）で特定の個人を識別できるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は非開示情報として規定している。

(2) ところで、各児童クラブにおける指導員の数が数人であり、特定の児童クラブについて指導員の単価及び年間支給額を開示すれば、一般人にも比較的入手しやすい関連情報と照合することにより、指導員及びその単価及び年間支給額が識別されることになる可能性が強い。したがって、本件公文書における指導員の単価及び年間支給額が条例第5条第1号に規定する個人情報に該当すると判断して非開示とした実施機関による一部開示決定処分は妥当である。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 4月21日	諮問書の收受
平成21年 4月24日	実施機関側意見書の收受
平成21年 4月27日	審 議
平成21年 5月11日	申立人側意見書の收受
平成21年 5月25日	審 議
平成21年 6月29日	審 議
平成21年 7月27日	審 議
平成21年 8月24日	審 議
平成21年 9月30日	審 議
平成21年10月26日	実施機関側口頭意見陳述並びに審議
平成21年11月30日	審 議
平成22年 5月 6日	申立人側補充意見書の收受
平成22年 8月23日	審 議
平成22年 9月13日	実施機関側口頭意見陳述並びに審議
平成22年10月18日	審 議
平成22年11月15日	審 議
平成23年 2月21日	審 議
平成23年 3月25日	答 申